

## 農林水産物を活用した関連産業での設備投資をする際の 支援措置を知りたい

特色ある農林水産物を活用した農林水産・食品関連産業分野において、設備投資を検討している経営体は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業※計画の承認を得ることで、以下のような支援を受けられます。

※地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような事業

### ○設備投資への減税

- ・税額控除や特別償却により、設備投資（投資額 2,000 万円以上）を行った初年度の法人税が軽減されます。（適用期限：2022 年度末まで）

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40 % (50%)	4 % (5%)
器具・備品	40 % (50%)	4 % (5%)
建物・付属設備・構造物	20 %	2 %

※（ ）は直近事業年度の付加価値額増加率が 8 %以上の企業の場合

### ○その他

- ・固定資産税の減免（一部の市町村、対象要件有り）
- ・緑地面積律の緩和（一部の市町村）

#### お問い合わせ先

・宮城県農政部農業政策室企画調整班 e-mail : noseise-f@pref.miyagi.lg.jp  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 宮城県庁 10 階 電話 : 022-211-2892